

令和5年度版

丸亀市 中小企業支援 ガイドブック

丸亀市内の中小企業が利用できる
支援施策を紹介しています。



丸亀市
MARUGAME CITY

丸亀市
中小企業支援
ガイドブック

編集・発行

丸亀市産業文化部 産業観光課
〒763-8501 丸亀市大手町二丁目 4-21
TEL (0877) 24-8844 FAX (0877) 24-8863
EMAIL sangyokanko-k@city.marugame.lg.jp
令和5年5月発行

丸亀市

目次

こんな悩みやニーズがある方	支援メニュー	ページ
<ul style="list-style-type: none"> 市の補助メニューを知りたい。 簡単な申請でなるべく早く補助金交付の決定を受けたい。 	1. 丸亀市産業振興支援補助金	1
<ul style="list-style-type: none"> どこに相談していいかわからない。 今後の具体的な経営方針がわからない。 専門的な相談を受けたい。 	2. 経営に関する一般相談窓口	2~3
<ul style="list-style-type: none"> 自社で専門家と相談したい。 自社の技術・製品等を直接専門家に見てもらい、アドバイスがほしい。 	3. 専門家派遣事業	4
<ul style="list-style-type: none"> 県外の展示会や商談会に参加したい。 展示会出展経費の助成を受けたい。 県外企業と商談や取引をしたい。 	4. 販路開拓支援	5~7
<ul style="list-style-type: none"> 新しい事業分野での販路開拓を支援してほしい。 新たな特産品の開発や改良等に対し助成してほしい。 	5. 研究開発・新分野進出・ブランド開発支援	8~10
<ul style="list-style-type: none"> コスト削減など経営を改善したい。 経営改善にかかる専門家相談等の経費を支援してほしい。 事業を承継したい。 	6. 経営改善・事業承継・BCP策定・改定支援	11~12
<ul style="list-style-type: none"> 運転資金や設備資金の融資を受けたい。 どのような融資があるのか知りたい。 	7. 融資制度	13~14
<ul style="list-style-type: none"> 専門的な研修を受けたい。 研修受講料や資格取得経費を支援してほしい。 	8. 人材育成支援(助成・研修制度)	15~18
<ul style="list-style-type: none"> 人材確保・定着のための支援をしてほしい。 技術職を紹介してほしい。 	9. 人材確保・定着(働き方改革)支援	19~24
<ul style="list-style-type: none"> 創業に関する様々な支援を受けたい。 創業資金を融資してほしい。 	10. 創業支援	25~30
<ul style="list-style-type: none"> 会社の福利厚生を充実させたい。 従業員に退職金が支払えるようにしたい。 	11. 福利厚生・共済支援	31~33

1 丸亀市は中小企業を支援します！

丸亀市産業振興支援補助金

1. 目的

人材確保・育成や販路開拓、ブランド開発など中小企業者・中小企業団体が積極的に取り組む事業に対し、その経費の一部を市が補助します。

2. 補助内容

補助対象事業	補助限度額	補助率	詳細掲載ページ
働き方改革	10万円	補助対象経費の2/3以内 1,000円未満切捨	19ページ
人材確保	20万円		19ページ
奨学金返済支援	10万円		19ページ
人材育成	10万円		15ページ
新規事業分野進出	20万円 <small>※連続する2年度内において1事業者につき1回限り</small>		8ページ
展示会・商談会出展	20万円 <small>※国外現地出展の場合は30万円</small>		5ページ
自社PRツール作成	10万円 <small>※連続する2年度内において1事業者につき1回限り</small>		5ページ
特産品開発・改良	30万円		8ページ
知的財産権取得	20万円		8ページ
事業承継	30万円		11ページ
BCP策定・改定	15万円		11ページ
デジタル化	30万円	11ページ	
SDGs	10万円 <small>※1回に限り他のメニューと併用可</small>	11ページ	
カーボンニュートラル	10万円 <small>※1回に限り他のメニューと併用可</small>	11ページ	

- ※ 1事業者につき、利用可能な補助金メニューは1つまで、年度内に1回限り。
- ※ 事業実施前に申請してください。
- ※ 消費税及び地方消費税相当額は補助対象外

3. お問い合わせ先

丸亀市産業観光課 TEL 0877-24-8844

※ 随時申請を受け付けておりますが、予算額に達し次第、受付を終了いたします。

2 経営に関する一般相談窓口

経営全般、専門分野等の相談窓口です。相談は無料、電話での事前予約が必要な場合があります。

相談窓口	【相談内容】および住所	お問い合わせ先
丸亀市産業観光課	相談内容に応じ、関係機関や団体で実施している支援策を紹介、調整。	0877-24-8844
丸亀商工会議所	【経営全般の相談】 丸亀市大手町1-5-3	0877-22-2371
丸亀市飯綾商工会	【経営全般の相談】 丸亀市綾歌町栗熊西1638	0877-86-2156
かがわ産業支援財団	【相談窓口（スタートアップ等経営相談窓口）】 中小企業診断士等の専門家が、創業や経営全般の相談に対応（毎週月曜日～金曜日）。 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階	087-840-0391
	【よろず支援拠点】 経営、販路開拓、IT、ウェブ・デザイン等様々な分野の専門家がチームを組み、他の支援機関とも連携して、ワンストップで総合支援を行う。	〈共通予約電話番号〉 087-868-6090 ①拠点本部 (かがわ産業支援財団内) ②Setouchi-i-Base 常設サテライト ③中西讃マルタス 常設サテライト
	【下請かけこみ寺】 中小企業の取引上の悩み相談に、相談役や弁護士が無料に対応（毎週月・火・木・金曜日）。	087-868-9904 フリーダイヤル 0120-418-618 (かがわ産業支援財団内)
	【香川県知的所有権センター】 県内企業の知的財産の活用について、特許流通コーディネーターが訪問相談するほか、情報提供・普及啓発。	087-869-9004 (かがわ産業支援財団内)
	【INPIT 香川県知財総合支援窓口】 中堅・中小・ベンチャー企業等が抱える特許や商標など知的財産に関するさまざまな悩みや課題について幅広く相談を受付。より専門的で高度な支援が必要な相談には、弁理士・弁護士等の専門家や支援機関と連携して、協働で支援。毎月1回、マルタスでも窓口を開設。	087-802-3650 (かがわ産業支援財団内)

相談窓口	【相談内容】および住所	お問い合わせ先
中小企業基盤整備機構 四国本部	【経営・財務・法律・知財・海外展開・事業承継・IT経営等の課題についてのご相談】 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟7階	087-811-1752 ※海外展開のみ 087-823-3220
香川県産業技術センター	【技術相談】 生産工程や商品開発における技術上の課題に技術職員が対応。 高松市郷東町587-1	087-881-3175
香川県事業承継・引継ぎ支援センター	【事業承継に関する相談・支援】 「後継者がいない」「事業引継ぎに不安がある」中小企業の皆様の相談窓口 高松市番町二丁目2-2 高松商工会議所会館1階	087-802-3033
企業支援ポータルサイト「ミラサポ plus」	【サイト上での相談】 国が運営する企業専用のサイト上で、支援策、支援者・支援機関・支援事例の検索が可能。	「ミラサポ plus」サイト ホームページアドレス https://mirasapo-plus.go.jp/ 会員登録が必要、無料
ビジネス支援ポータルサイト「J-Net21」	【サイト上での情報提供】 中小機構が運営する経営に役立つ様々な情報を提供する中小企業支援サイト。支援情報（セミナーやイベント、補助金・助成金情報等）や起業情報、事例等を紹介。	「J-Net21」サイト ホームページアドレス http://j-net21.smrj.go.jp/
三井住友海上火災保険株式会社 高松第二支社	【リスクマネジメントに関する相談】 SDGs取り組み支援、人事労務体制の整備、防災・減災等リスクマネジメントに関する相談に対応。 香川県高松市古新町 2-3	087-825-2615

3 専門家派遣事業

様々な分野の専門家が事業所に直接お伺いし、課題解決のためのアドバイスをする制度です。

事業名	内容	お問い合わせ先
エキスパート・バンク	小規模事業者を対象とした専門家派遣制度。1テーマ2回まで無料。	丸亀市飯綾商工会 0877-86-2156
中小企業119	中小企業者を対象に、専門家を派遣(支援は1事業者5回まで。1回目は無料)。初めに支援機関への相談が必要。	かがわ産業支援財団企業支援課 087-840-0391 「中小企業119」サイト ホームページアドレス https://chusho119.go.jp/
専門家継続派遣事業	ベンチャー企業や新事業展開・経営基盤強化に取り組む中小企業を対象に半年から10ヶ月程度の間(月2回程度)、専門家を長期継続的に派遣して支援。1日あたり17,500円の費用負担必要。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-811-1752
戦略的CIO育成支援事業	経営戦略に基づくIT化計画の策定や情報システムの企画開発・運用に向け取り組む中小企業を対象に半年から10ヶ月程度の間(月2回程度)、IT分野の専門家を長期継続的に派遣して支援。1日あたり17,500円の費用負担必要。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-811-1752
経営実務支援事業	特定分野の経営課題解決のために実務面の支援を必要とする中小企業を対象に、半年程度の間(月2回程度)大手企業OB等を短期集中的に派遣して支援。1日あたり8,400円の費用負担必要。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-811-1752
事業再構築相談・助言	新分野展開・事業転換・業種転換・業態転換・事業再編等の事業再構築を検討している中小企業・小規模事業者に専門家が最大3回までアドバイス。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-811-1752
IT経営簡易診断	3回面談を通して経営・業務の課題を整理・可視化し、全体最適視点でIT活用を提案。	中小企業基盤整備機構四国本部 087-811-1752
生産工程スマート化診断	生産工程、作業、情報の観点から現状を分析して課題を整理・可視化し、ロボット、IoT及びデジタル技術の活用可能性を提案。	中小企業基盤整備機構四国本部 087-811-1752
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業	「働き方改革」に取り組む中小企業・小規模事業者のみなさんのため、社会保険労務士等の専門家による窓口相談や個別訪問支援を実施。(無料)	香川働き方改革推進支援センター 0120-000-849
専門家派遣事業	企業の営業力・顧客対応力を強化するための支援。防災・減災、BCP(事業継続計画)策定や訓練等に関する個別コンサルティングによる支援。詳細コンサルティングのための外部専門家の派遣は有償。	三井住友海上火災保険株式会社 高松第二支社 087-825-2615

4 販路開拓支援

展示会・商談会への出展やホームページの作成など、販路開拓に係る取り組みを支援する制度です。

丸亀市産業振興支援補助金(販路開拓)

1. 内容

新規取引先の開拓及び受注機会の拡大を支援するため、展示会への出展や自社ホームページの作成・変更、会社案内・パンフレットの新規作成等に取り組む市内中小企業等に対し市が補助します。

2. 対象者

次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 中小企業者または中小企業団体であること
- ② 主たる事業所が市内にあること(個人の場合は市内に住所があること)
- ③ 市税を滞納していないこと など

3. 補助内容

補助区分	補助対象事業	補助対象経費	補助限度額	補助率
展示会・商談会出展	市外で開催される販路開拓を目的とした展示会等への出展(販売が主目的のものは不可)	出展料、備品リース料、旅費、運搬費など	20万円 <small>※国外現地出展の場合は30万円</small>	補助対象経費の2/3以内 1,000円未満切捨
自社PRツール作成	ホームページ等の新規作成・大幅な変更、会社案内やカタログ、パンフレットの作成(チラシや広告等の一時的又は簡易的なものは不可)	ホームページ等の作成・変更に係る委託費、PRツール作成に要するデザイン委託費、印刷製本費	10万円 <small>※連続する2年度内において1事業者につき1回限り</small>	

4. お問い合わせ先

丸亀市産業観光課 TEL 0877-24-8844

※ 随時申請を受け付けておりますが、予算額に達し次第、受付を終了いたします。

▶ その他の販路開拓支援制度

事業名	内容	お問い合わせ先
【新かがわ中小企業応援ファンド等事業】 海外見本市出展支援事業	県内中小企業者等を対象に、海外の国際見本市等に出展する際のブース借上料や現地通訳費、展示品輸送費等を助成。上限80万円。(予算の上限に達し次第、受付を終了します。詳細はホームページをご確認ください)	かがわ産業支援財団 取引支援課 087-868-9904 https://www.kagawa-isf.jp/support/fund/newfund2/
【新かがわ中小企業応援ファンド等事業】 国内見本市出展・オンライン販路開拓支援事業	県内中小企業者等を対象に、国内見本市・WEB見本市(国内・海外)等への出展、ECサイトやオンライン商談に対応したシステム等の構築等に要する経費を助成。上限35万円。(予算の上限に達し次第、受付を終了します。詳細はホームページをご確認ください)	かがわ産業支援財団 取引支援課 087-868-9904 https://www.kagawa-isf.jp/support/fund/newfund2/
【新かがわ中小企業応援ファンド等事業】 国際取引支援事業	国際取引支援アドバイザーを設置し、海外販路開拓や輸出入実務等に関する相談会等を開催。(参加費無料)	かがわ産業支援財団 海外展開支援室 087-868-9904
【新かがわ中小企業応援ファンド等事業】 発注開拓支援事業	大企業出身者の人脈を活用し、様々な商談機会を創出するとともに、ものづくりコーディネーターによるハンズオンサポートを実施。	かがわ産業支援財団 取引支援課 087-868-9904
大手企業との 展示商談会開催事業	県内製造業者等を対象に、優れた技術や製品を県外大手メーカーに直接提案する展示商談会を開催。	かがわ産業支援財団 取引支援課 087-868-9904
【新かがわ中小企業応援ファンド等事業】 食品見本市出展支援事業	県内食品関連企業の販路開拓を支援するため、首都圏等で開催される食品見本市に香川県ブースを設置。	かがわ産業支援財団 企業支援課 087-840-0391
【新かがわ中小企業応援ファンド等事業】 食品商談会開催事業	県内外の食品バイヤーを県内に招へいし、県内食品事業者との相談会を開催。	かがわ産業支援財団 企業支援課 087-840-0391
【新かがわ中小企業応援ファンド等事業】 地域資源販路拡大支援事業	地域の資源を活用した商品のさらなる販路拡大を目指し、地場産業関連製品を扱う事業者とクリエイターのマッチングにより地域の資源の魅力を更に引き出すような新商品の開発を行うとともに、開発した商品等の試験販売等を実施。	かがわ産業支援財団 取引支援課 087-868-9904 ファンド事業推進課 087-868-9903

事業名	内容	お問い合わせ先
下請取引あっせん事業	受発注取引を希望する登録企業(主に製造業)への取引先への紹介・あっせんの他、下請中小企業の広域的な取引拡大を支援するために商談会を開催。	かがわ産業支援財団 取引支援課 087-868-9904
地域企業販路開拓 総合支援事業	県内企業の成長分野等への進出を促進するため、次世代有望分野展示商談会(機械要素技術展、関西機械要素技術展及び国際二次電池展)への出展を支援。	かがわ産業支援財団 研究開発支援課 087-840-0338
中小企業等外国出願 支援事業	県内中小企業が外国特許庁へ特許などを出願する際にかかる経費の1/2以内を助成。	かがわ産業支援財団 知的財産支援課 087-867-9332
販路開拓コーディネーター 事業	優れた新商品・新サービスを持つ企業を対象に、マーケティング企画からプレゼン資料作成、首都圏・近畿圏へのテストマーケティング活動、その後の課題に対する各種支援。1日あたり8,400円(テストマーケティングは1回あたり4,200円)の費用負担が必要。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-811-1752
Eコマース等ITを活用 した販路開拓支援	中小企業・小規模事業者の国内外の販路拡大や生産性向上をテーマにセミナー・勉強会の開催。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-823-3220
ウェブマッチングサイト「J-GoodTech (ジェグテック)」	優れた技術・製品・サービスを有する日本の中小企業と大手企業、海外企業、中小企業同士とをつなぐ、B to B(企業間取引)の会員制ビジネス・マッチングサイト。自社の困りごとを解決できる企業の探索や、他社の困りごと提案することで新たな販路開拓が可能。登録・利用料は完全無料。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-823-3220
丸亀市企業紹介サイト	市内中小企業の技術や製品、サービスなど自社の強みやセールスポイントを掲載したPRサイトを作成。随時新規登録企業を募集。(市ホームページよりサイトへリンク)	丸亀市産業観光課 0877-24-8844

※内容の変更や事業の募集期間が終了している場合があります。詳細は各支援機関へお問合せください。

5 研究開発・新分野進出・ブランド開発支援

自社ブランドの開発、新しい事業分野への取り組みを支援する制度です。

丸亀市産業振興支援補助金(ブランド開発)

1. 対象者

次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 中小企業者または中小企業団体であること
- ② 主たる事業所が市内にあること（個人の場合は市内に住所があること）
- ③ 市税を滞納していないこと など

2. 補助内容

補助区分	補助対象事業	補助対象経費	補助限度額	補助率
新規事業分野進出	支援機関の指導を受けた計画に基づく新規事業分野での販路開拓の際に要する広告宣伝（事業開始後1年以内）	広告宣伝費、印刷製本費など	20万円 <small>※連続する2年度内において1事業者につき1回限り</small>	補助対象経費の2/3以内 1,000円未満切捨
特産品開発・改良	丸亀市の地域資源などを活用した新たな特産品の開発や既存商品の改良	専門家謝金、出張旅費、原材料費（試作品作成にかかるもの）、機械装置リース料、委託費、印刷製本費（パッケージ等）、マーケティング調査費、広告宣伝費など	30万円	
知的財産権取得	知的財産権のうち、特許権や実用新案権、意匠権、商標権の取得にかかる出願	出願料、弁理士謝金など出願に要する経費	20万円	

3. お問い合わせ先

丸亀市産業観光課 TEL 0877-24-8844

※ 随時申請を受け付けておりますが、予算額に達し次第、受付を終了いたします。

▶ その他の研究開発・新分野進出支援制度

事業名	内容	お問い合わせ先
共同研究・受託研究	新技術の導入、新製品の開発、業務の自動化や効率化などの技術的な課題について支援。	四国職業能力開発大学校(援助計画課) 0877-24-6298
【新かがわ中小企業応援ファンド等事業】 競争力強化研究開発支援事業	県内中小企業者が取り組む付加価値の高い新製品の製品化や新技術の確立のための研究開発等の取組を支援。 事業にかかる経費の2/3を助成。 上限300万円。(令和5年度募集：終了)	かがわ産業支援財団 研究開発支援課 087-840-0338
【新かがわ中小企業応援ファンド等事業】 新製品・新技術開発支援事業	県内中小企業者が取り組む実用化に繋がる新製品・新技術の開発等の取組を支援。 事業にかかる経費の2/3を助成。 上限300万円。(令和5年度募集：終了)	かがわ産業支援財団 研究開発支援課 087-840-0338
【新かがわ中小企業応援ファンド等事業】 新分野等チャレンジ支援事業	県内中小企業者が取り組む新分野進出等のための商品・技術開発や市場性を見極めるための試作品作成、付加価値の高い新製品開発のための実証試験などを支援。 事業にかかる経費の2/3を助成。 上限100万円。 (令和5年度前期募集：終了、後期募集：6月頃)	かがわ産業支援財団 前期(ファンド事業推進課) 087-868-9903 後期(研究開発支援課) 087-840-0338
【新かがわ中小企業応援ファンド等事業】 農工商連携支援事業	県内中小企業者が農林漁業者と連携し、互いの経営資源や先端技術等を活用して行う新商品や新サービスの開発及び販路開拓を支援。 事業にかかる経費の2/3を助成。 上限150万円。(令和5年度募集：終了)	かがわ産業支援財団 ファンド事業推進課 087-868-9903
【新かがわ中小企業応援ファンド等事業】 地域資源ブランド化・販路拡大支援事業	県内中小企業者が創意工夫して行う地域の資源を活用した商品の開発、戦略的な情報発信等による販路拡大のための実効性のある新たな取組を支援。 事業にかかる経費の2/3を助成。 上限200万円。(令和5年度募集：終了)	かがわ産業支援財団 ファンド事業推進課 087-868-9903
商品化技術テーマ調査事業	県内の企業等が、商品化のための技術テーマを大学・高専・公設試験研究機関等と連携して調査・開発しようとする場合に、その調査研究を支援。 事業にかかる経費の4/5を助成。 上限100万円。	かがわ産業支援財団 産学官連携推進課 087-840-0338

事業名	内容	お問い合わせ先
知的財産活用促進事業	知的財産活用による県内企業等の競争力強化を促進するため、かがわ知財経営塾を開催するほか、大企業等の開放特許と県内企業の技術と知財マッチングを支援。	かがわ産業支援財団 知的財産普及課 087-869-9004
芦原科学賞	自然科学系分野の研究開発において、県内の産業技術の高度化及び産業の振興に寄与した若しくは今後寄与することが期待できる研究者等を顕彰。 大賞：賞状、盾、賞金 200 万円 功労賞：賞状、盾、賞金 100 万円 奨励賞：賞状、盾、賞金 50 万円	かがわ産業支援財団 産学官連携推進課 087-840-0338

※内容の変更や事業の募集期間が終了している場合があります。詳細は各支援機関へお問合せください。

6 経営改善・事業承継・BCP策定・改定支援

経営改善、事業承継等の取り組みを支援する制度です。

丸亀市産業振興支援補助金(事業承継・BCP策定・改定・デジタル化・SDGs・カーボンニュートラル)

1. 対象者

次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 中小企業者又は中小企業団体であること
- ② 主たる事業所が市内にあること（個人の場合は市内に住所があること）
- ③ 市税を滞納していないこと など

2. 補助内容

補助区分	補助対象事業	補助対象経費	補助限度額	補助率
事業承継	支援機関の支援を受けて行う事業承継、M&A（事業承継を目的とする合併・買収など）の取組みなど	事業承継計画の策定等に係る委託費、M&A の仲介委託等に係る経費など	30万円	補助対象経費の2/3以内 1,000円未満切捨
BCP策定・改定	新規にBCP（事業継続計画）を策定する取組み、既に策定済みのBCP（事業継続計画）を改定する取組み	専門家謝金、セミナー受講料、出張旅費など	15万円	
デジタル化	業務効率化・生産性向上を目的とするデジタル技術導入の取組み	ソフトウェア導入費、システム開発費など	30万円	
SDGs	SDGs（持続可能な開発目標）を推進する取組み	SDGsの推進に係る専門家謝金、セミナー受講料など	10万円 ※1回に限り他のメニューと併用可	
カーボンニュートラル	電気自動車・燃料電池自動車等を導入し、カーボンニュートラルを推進する取組み	電気自動車・燃料電池自動車等の購入費用（新車・新設備に限る） ※付属品・諸経費を除く	10万円 ※1回に限り他のメニューと併用可	

3. お問い合わせ先

丸亀市産業観光課 TEL 0877-24-8844

※ 随時申請を受け付けておりますが、予算額に達し次第、受付を終了いたします。

▶ その他の経営改善・事業承継支援

事業名	内容	お問い合わせ先
経営自己診断システム	中小機構のビジネス支援専用サイト「J-Net 21」に、自社の財務データを入力することで、財務分析など経営状況を把握。	「J-Net21」サイト ホームページアドレス http://j-net21.smrj.go.jp
事業継続力強化計画策定支援事業	自社の災害リスクを認識し防災・減災対策を行う第一歩として、将来的に行う災害対策などを記載する「事業継続力強化計画」の策定を専門家の派遣により支援。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-811-1752
中小企業デジタル化推進支援事業	県内中小企業等のデジタル技術・RPA・IoT の利活用の促進を目的として、デジタル技術等の導入を希望する中小企業等に対し、導入計画の策定支援や、こうした取り組みの横展開を図るための支援を行います。	かがわ産業支援財団 企画情報課 087-868-9901
事業再生支援	<p>① 支援業務部門 経営環境が悪化している中小企業者を対象に、経営相談や再生計画策定支援など、事業再生に向けた取組みを支援。計画策定にかかる経費の2/3を助成。詳細はご相談ください。</p> <p>② 経営改善計画策定支援事業部門 経営の立て直しが必要な中小企業者を対象に、認定支援機関（国の認定を受けた税理士、中小企業診断士など）の支援を受けて策定する経営改善計画に要する費用を助成。計画策定にかかる経費の2/3を助成。上限200万円。 早期経営改善計画策定支援（上限30万円）も行なっております。詳細はご相談ください。</p> <p>③ 保証債務整理 万一、企業が破綻した場合、企業に対しての個人保証債務整理の支援。</p>	<p>香川県中小企業活性化協議会（高松商工会議所内） 087-811-5885</p> <p>秘密厳守・相談無料</p>
事業承継支援	<p>① 事業承継に係る課題解決、引継ぎ方法についてのアドバイス 事業承継計画策定の支援、譲渡する場合の買い手企業の斡旋、後継者の紹介、金融機関の借入保証見直しの相談、その他、事業承継に係るすべての取組みを支援。</p> <p>② 後継者バンク登録 創業を目指す起業家と、後継者不在の会社や個人事業主をマッチングし、創業と事業引継ぎを支援。</p>	<p>香川県事業承継・引継ぎ支援センター（高松商工会議所内）</p> <p>秘密厳守・相談無料</p>

※内容の変更や事業の募集期間が終了している場合があります。詳細は各支援機関へお問合せください。

7 融資制度

運転資金や設備資金など、事業を営むうえで必要な資金を融資する制度です。

丸亀市中小企業融資制度

市内中小企業の方々が円滑に事業を営むことができるよう、運転資金や設備資金を融資する制度です。また、支払った利子や保証料を補助する制度があります。

丸亀市中小企業融資制度	
対象者	<p>【法人】市内に営業所もしくは主たる事務所を有する会社（NPO法人を含む）であり、市内で6か月以上同じ事業を営み、市税を滞納しておらず、県信用保証協会の保証対象となる業種</p> <p>【個人】1年以上住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている個人であり、6か月以上同じ事業を営み、市税を滞納しておらず、県信用保証協会の保証対象となる業種</p> <p>なお従業員数が、 ・商業・サービス業…5人以下 ただし、宿泊業及び娯楽業については、20人以下（NPO法人は除く） ・製造業・その他…20人以下</p>
融資限度額	<p>設備資金・・・700万円 運転資金・・・500万円 設備・運転資金・・・700万円</p>
返済方法	72ヶ月元金均等分割払（6ヶ月以内の据置期間、繰上償還可能）
利率	年1.8%
保証人	原則として法人の代表者以外の連帯保証人は不要 県内に居住し、市町村税の滞納がなく、返済能力がある人
担保	原則として無担保
利子補給制度	<p>① 補助要件 市内に営業所もしくは主たる事務所を有する会社、又は1年以上住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている個人で、市税の滞納がなく、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済された方</p> <p>② 補助内容 年利1% 相当額の利子補給金を交付</p> <p>③ 申請期間 毎年度6月末日までに申請（毎年度、市に補助申請が必要です）</p> <p>④ 申請先 丸亀市産業観光課（電話0877-24-8844）</p>
保証料補給制度	<p>① 補助要件 市内に営業所もしくは主たる事務所を有する会社、又は1年以上住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている個人で、市税の滞納がなく、期限内に融資金を約定どおり完済された方</p> <p>② 補助内容 保証料相当額の保証料補給金を交付</p> <p>③ 申請期間 完済後3ヶ月以内</p> <p>④ 申請先 丸亀市産業観光課（電話0877-24-8844）</p>
融資の申込・お問い合わせ先	<p>丸亀商工会議所 0877-22-2371 丸亀市飯綾商工会 0877-86-2156</p>

▶ その他の融資制度

事業名	内容	お問い合わせ先
県の融資制度	県内で事業を営む中小企業者を対象に、事業資金を低利で融資。さまざまな融資制度あり。 【小口零細企業融資 融資額2,000万円以内】など	香川県経営支援課 087-832-3347
日本政策金融公庫の融資制度	政策金融機関である日本政策金融公庫が実施する融資。中小企業・小規模事業者や農林漁業者へのさまざまな融資制度あり。	日本政策金融公庫高松支店 国民生活事業 0570-085298 農林水産事業 087-851-9991 中小企業事業 087-851-9141
マル経融資 (小規模事業者経営改善資金融資制度)	商工会議所・商工会の経営指導を6ヶ月以上受けている小規模事業者(従業員数が商業・サービス業は5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他の業種は20人以下)を対象とする融資制度。(日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種等を除く。)融資額2,000万円以内、無担保・無保証人。市利子補給制度あり(最初の支払い月から12か月分の利子で年利0.5%相当分)	丸亀商工会議所 0877-22-2371 丸亀市飯綾商工会 0877-86-2156
マル経融資 (新型コロナウイルス対策)	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上高または過去6ヶ月(最近1ヶ月含む)の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方。 通常の融資額+別枠1,000万円 (利率)当初3年間 基準金利-0.9% 4年目以降 基準金利 ※取扱期間等は、政策により変更となる場合があります。	丸亀商工会議所 0877-22-2371 丸亀市飯綾商工会 0877-86-2156
セーフティネット保証制度	業況が悪化している業種を営んでいる等、経営の安定に支障が生じている中小企業を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を行う制度。保証申込の前に市の認定が必要。	香川県信用保証協会 087-851-0062 丸亀市産業観光課 0877-24-8844
事業承継特別保証制度	事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徴求しない制度。	香川県信用保証協会 087-851-0062
ふるさと融資(地域総合整備資金貸付)	地域振興に寄与する民間事業者の設備投資を支援するため、総務省所管のふるさと財団が、市を通じて無利子で資金を融資する制度。 貸付対象費用1,000万円以上、融資比率45%以内、融資額16.8億円以内。1人以上の新たな雇用が必要。	丸亀市秘書政策課 0877-24-8839 (一財)地域総合整備財団 (ふるさと財団) 03-3263-5737

※内容等の詳細につきましては、各支援機関へお問合せください。

8 人材育成支援(助成・研修制度)

専門的な研修の開催や研修受講に対する助成など、人材育成に取り組む企業を支援する制度です。

丸亀市産業振興支援補助金(人材育成)

1. 内容

市内中小企業等が自社の社員を育成するために受講する研修や新規資格獲得に対し市が補助します。(次ページの人材育成に関する研修制度はすべて補助対象です。その他の人材育成にかかる研修についてもご相談ください。)

2. 対象者

次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 中小企業者または中小企業団体であること
- ② 主たる事業所が市内にあること(個人の場合は市内に住所があること)
- ③ 市税を滞納していないこと など

3. 補助対象経費

人材育成に係る研修の受講料や講師謝金、資格試験の受験料(普通自動車運転免許又は資格の更新を除く)

※ただし、人件費や光熱水費、通信費、消耗品費等は補助対象外です。

4. 補助金額の算出方法および補助上限額等

- ① 補助率 補助対象経費の2/3以内(1,000円未満切捨て)
- ② 補助上限額 10万円
- ③ 補助上限回数 年度内に1回限り
(四国職業能力開発大学校が実施する有料セミナーを受講する場合、通常1メニューの利用枠とは別に「人材育成」メニューを利用できます。)

5. お問い合わせ先

丸亀市産業観光課 TEL 0877-24-8844

※ 随時申請を受け付けておりますが、予算額に達し次第、受付を終了いたします。

▶ その他の人材育成等に関する助成支援制度

事業名	内容	お問い合わせ先
人材開発支援助成金	<p>【人への投資促進コース】 雇用する労働者に対し、 ①高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練 ②OFF-JT+OJT を組み合わせた6か月以上の訓練（IT 分野関連の訓練） ③定額制訓練（サブスクリプション型の研修サービス）による訓練 ④労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担する訓練 ⑤長期教育訓練休暇等制度の導入等を実施した場合に助成</p> <p>【事業展開等リスキング支援コース】 事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に助成。</p>	香川県労働局 助成金センター 087-823-0505
中小企業後継者育成事業	<p>中小企業の後継者や経営者の育成を目的に、後継者等を中小企業大学校が実施する各種研修や香川大学大学院地域マネジメント研究科に派遣する際に必要な受講料などの経費の1/2を助成。</p> <p>【令和5年度募集】 中小企業大学校：随時受付中（研修受講の概ね1カ月前まで） 香川大学大学院地域マネジメント研究科：5月26日（金）締切</p>	かがわ産業支援財団 ファンド事業推進課 087-868-9903

※内容の変更や事業の募集期間が終了している場合があります。詳細は各支援機関へお問合せください。

▶ その他の人材育成に関する研修制度

事業名	内容	お問い合わせ先
能力開発セミナー	企業の技術者を対象に、技能・技術の習得と向上を目的として、機械系、電気・電子系、電子情報系、居住系、管理系における分野別セミナーを開催。セミナー期間は2～4日程度。企業ニーズに合わせたオーダーメイド型も開催可能。（※人材開発支援助成金制度を利用できる場合あり。）（要受講料）	四国職業能力開発大学校 （援助計画課） 0877-24-6298
指導員の派遣	技能・技術講習を希望する企業を対象に、指導員を企業に派遣し講習・技術支援等を実施。（要派遣料）	四国職業能力開発大学校 （援助計画課） 0877-24-6298
施設・設備の利用	企業や企業団体が行う社員教育や研修の場を提供するために、教室や会議室等の施設のほか、実習室や実習場の設備・機器等を開放。（要使用料）	四国職業能力開発大学校 （援助計画課） 0877-24-6298
教育訓練計画の作成	研修を計画している企業のニーズに合わせて社員のスキルアップのための教育訓練計画の作成相談を実施。（無料）	四国職業能力開発大学校 （援助計画課） 0877-24-6298
事業主推薦制度	企業が雇用する社員の方々を推薦する入試制度を設け、大学校の高度なものづくり人材を育成する教育訓練により、中小企業等の人材育成を支援。（※人材開発支援助成金制度を利用できる場合あり。）	四国職業能力開発大学校 （学務課） 0877-24-6255
【新かがわ中小企業応援ファンド等事業】 高度産業人材育成事業	製造技術の高度化やIT化の進展に対応できる人材の育成を図るため「次世代ものづくり技術」、「IT技術」等に関する講習会を実施。	かがわ産業支援財団 企画情報課 087-868-9901
講習会開催	新入社員を対象に、社会人、企業人として最低限守らねばならないルールや基礎知識等を学ぶ「新入社員研修」や、入社5年以内程度の若手社員を対象とした「若手社員フォローアップ研修」を実施。	かがわ産業支援財団 企画情報課 087-868-9901
職業能力開発講座	在職者を対象に、新入社員・中堅社員・接遇・人事労務・経理・ものづくり分野の各種講座を実施。また、要望に応じたオーダーメイド講座の実施も可能。要受講料。	香川県職業能力開発協会 087-882-2854
キャリアアップコース	企業の在職者を対象に、各種技能講習やパソコン講習等を実施。講習期間は2～10日。募集期間有り。要受講料。	香川県立 高等技術学校丸亀校 0877-22-2633

事業名	内容	お問い合わせ先
オーダーメイド在職者訓練	企業が希望する訓練内容や日程、受講人数に合わせた講習を実施。要受講料。	香川県立 高等技術学校丸亀校 0877-22-2633
技術講習会・研修会	企業が抱えていると思われる技術的な課題や先端技術の動向などについての技術講習会・研修会を随時開催。参加費無料。	香川県産業技術センター 087-881-3175
中小企業大学校	国が運営する公的研修機関。中小企業の経営者、後継者や管理者等を対象に経営、財務、生産管理等の長短期研修を実施。食堂、宿泊施設を併設。受講料、受講期間の人件費等は、補助金制度の利用可。	中小企業大学校 関西校 0790-22-5931
地域技術事業化推進事業	香川大学と連携し、地域を担う若手人材の育成を目的とした提供講座を開設。	かがわ産業支援財団 産学官連携推進課 087-840-0338
人材育成や経営等各種セミナーの開催	中小企業を対象に、人材育成のほかマーケティングや商品開発、IT化、財務等に関するテーマのセミナーを、丸亀市のほか、各関係機関で随時開催。実施機関のホームページやチラシ等で随時周知。	丸亀市産業観光課 かがわ産業支援財団 中小機構四国本部 丸亀商工会議所 丸亀市飯綾商工会 三井住友海上火災保険等
中小企業大学校四国キャンパス	中小企業の経営に特化した様々な研修を、経営者、経営幹部、幹部候補を対象に高松市ほかで随時開催。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-811-1752

※内容の変更や事業の募集期間が終了している場合があります。詳細は各支援機関へお問合せください。

9 人材確保・定着(働き方改革)支援

雇用確保、働き方改革に対する助成など、人材確保・定着に取り組む企業を支援する制度です。

丸亀市産業振興支援補助金(人材確保・定着)

1. 内容

人材定着を図るため働き方改革、合同企業説明会への出展などに取り組む中小企業等に対し市が補助します。

2. 対象者

次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 中小企業者または中小企業団体であること
- ② 主たる事業所が市内にあること（個人の場合は市内に住所があること）
- ③ 市税を滞納していないこと など

3. 補助内容

補助区分	補助対象事業	補助対象経費	補助限度額	補助率
働き方改革	ワーク・ライフ・バランスの推進（育児・介護の両立支援や在宅勤務など勤務形態の見直し等）や従業員の福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターへの新規加入など働き方改革にかかる取組み	謝金（専門家、講師）、規則等改訂費用、委託費や外注費用（専門家、コンサル、中讃勤労者福祉サービスセンターに新規加入した企業の会費1/2相当額×6ヶ月分など	10万円	補助対象経費の2/3以内 1,000円未満切捨
人材確保	市外で開催される合同企業説明会への出展、求人サイトへの掲載（派遣労働者の募集は対象外）、人材採用の用に供する会社パンフレット等の作成	合同企業説明会にかかる出展料や備品リース料、旅費、運搬費、人材紹介事業者への報酬、求人サイトへの掲載費、パンフレット等作成費など	20万円	
奨学金返済支援	従業員が返済中である日本学生支援機構等が貸与した奨学金の返済を事業者が支援する取組み（就職後3年以内の従業員で、奨学金返済支援制度について社内規程等で定めていること）	事業者が従業員に対して奨学金返済支援のために支給する手当等の最大12ヵ月分(対象従業員1人につき申請は1回限り)	10万円	

4. お問い合わせ先

丸亀市産業観光課 TEL 0877-24-8844

※ 随時申請を受け付けておりますが、予算額に達し次第、受付を終了いたします。

▶ その他の人材確保(雇用)等に関する支援制度

事業名	内容	お問い合わせ先
香川県就職・移住支援センター 就職支援サイト「ワークサポかがわ」での情報発信、マッチング及びインターンシップ運営(ワークサポートかがわ)	従来、正社員求人サイト「jobナビかがわ」とインターンシップの情報発信「インターンシップナビ」で分かれていましたが、令和5年度より機能を集約し就職支援サイト「ワークサポかがわ」にリニューアル。企業登録をすることにより、学生や求職者に向けた企業の情報発信、ワークサポートかがわによるマッチング支援、インターンシップの案内情報を1つのサイトで掲載できます。 詳しくは: https://www.wskagawa.jp/ Twitter: https://twitter.com/wskagawa	香川県就職・移住支援センター 企業担当 (ワークサポートかがわ) 087-802-4701
トライアル雇用助成金	<p>【一般トライアルコース】 職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用する事業主に対して助成。</p> <p>【障害者トライアルコース】 就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成。</p> <p>【障害者短時間トライアルコース】 直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者及び発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成。</p>	香川県労働局 助成金センター 087-823-0505

事業名	内容	お問い合わせ先
特定求職者雇用開発助成金	<p>【特定就職困難者コース】 高齢者(60歳以上)や障害者、母子家庭の母などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成。</p> <p>【就職氷河期世代安定雇用実現コース】 いわゆる就職氷河期に正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用にくることが困難な者を正規雇用労働者(短時間労働者を除く)として雇い入れた事業主に対して助成。</p> <p>【成長分野等人材確保・育成コース】 ①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して助成。 ②就労経験のない職業に就くことを希望する就職が困難な者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成を行ったうえで賃金引き上げを行う事業主に対して助成。</p>	香川県労働局 助成金センター 087-823-0505
65歳超雇用推進助成金	高齢者雇用の安定のために、定年又は継続雇用年齢の引上げ、無期雇用労働者への転換、高齢者雇用管理整備措置等を行った場合に支給。	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用 支援機構 香川支部 高齢・障害者業務課 087-814-3791
雇用調整助成金	景気変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業、教育訓練、または出向によって、雇用する労働者の雇用維持を図るために要した休業手当等の費用を事業主に対して助成。	香川県労働局 助成金センター 087-823-0505
産業雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した費用や経費の一部を助成。	香川県労働局 助成金センター 087-823-0505
新卒者の紹介	ものづくりの技能・技術を習得している人材を探している企業に対し、来春の就職を目指す学生を紹介。	四国職業能力開発大 学校(学務課) 0877-24-6255
プロフェッショナル人材戦略拠点事業	地域の中小企業の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用を促進することによって企業の経営革新を促し、地域と企業の成長戦略の実現を支援。	かがわ産業支援財団 香川県プロフェッショナル 人材戦略拠点 087-867-3520

※内容の変更や事業の募集期間が終了している場合があります。詳細は各支援機関へお問合せください。

▶ その他の人材定着(職場環境改善)等に関する支援制度

事業名	内容	お問い合わせ先
両立支援等助成金	<p>① 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金) 【第1種】 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務見直しなどが含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、産後8週間以内に開始する連続5日以上の育児休業を取得させた中小企業事業主に対し助成。</p> <p>【第2種】 第1種助成金を受給した事業主において、男性労働者の育児休業取得率が上昇した場合に助成。</p> <p>② 介護離職防止支援コース 【Ⅰ 介護休業・介護両立支援制度】 「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき、労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための在宅勤務等の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に対し助成。 【Ⅱ 新型コロナウイルス感染症対応特例】 新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために、労働者が特別休暇を取得した中小企業事業主に対し助成。</p> <p>③ 育児休業等支援コース 【Ⅰ 育休取得時・職場復帰時】 「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得・職場復帰させた中小企業事業主に対し助成。 【Ⅱ 業務代替支援】 育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に対し助成。 【Ⅲ 職場復帰後支援】 法を上回る子の看護休暇制度等を導入し、労働者が職場復帰後、6か月以内に一定以上利用させた中小企業事業主に対し助成。 【Ⅳ 新型コロナウイルス感染症対応特例】 小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が生じた事業主に対し助成。</p>	香川労働局 助成金センター 087-823-0505

事業名	内容	お問い合わせ先
両立支援等助成金	<p>④ 不妊治療両立支援コース 不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度の利用しやすい環境整備に取り組み、休暇制度・両立支援制度を労働者に取得又は利用させた中小企業事業主に対し助成。</p> <p>⑤ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者のための特別休暇制度を導入し、特別休暇の利用者が生じた事業主に対し助成。※新たに上記の休暇制度を整備した事業主は、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」を別途受給することができる。</p>	香川労働局 助成金センター 087-823-0505
◆業務改善助成金	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内で、かつ、事業場規模100人以下の 中小企業事業者等 の事業場が、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、労働能率の増進に資する設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成。(要事前承認)	香川労働局 助成金センター 087-823-0505
働き方改革推進支援助成金 ●労働時間短縮・年休促進支援コース ●勤務間インターバル導入コース ●労働時間適正管理推進コース ●団体推進コース ●適用猶予業種等対応コース(新設)	所定外労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進等、勤務終了後次の勤務までに一定時間以上の休息時間を設ける制度の導入、勤怠管理と賃金計算等をリンクさせた統合管理ITシステムの導入などの計画を作成し、効果的に実施した 中小企業事業主 に対して、その経費の一部を助成。(要事前承認)	香川労働局 助成金センター 087-823-0505

事業名	内容	お問い合わせ先
人材確保等支援助成金	魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等をはかる事業主や事業協同組合等に対して助成。魅力ある雇用創出を図ることにより、人材の確保・定着を目的としています。 【テレワークコース】 テレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取組（テレワーク用通信機器の導入等）を行い、テレワークを実施した中小企業事業主に対して、その経費の一部を助成。（要事前承認） またテレワーク導入後の一定期間において、テレワーク実施者率が増加し、かつ離職率が低下した場合は、さらに経費の一部を助成。	香川県労働局 助成金センター 087-823-0505
キャリアアップ助成金	【正社員化コース】 有期雇用労働者等を正社員化した事業主に対して助成。 【賃金規程等改定コース】 有期雇用労働者等の賃金規程等を3%以上増額改定し、昇給させた事業主に対して助成。	香川県労働局 助成金センター 087-823-0505
丸亀市男性の育児休業取得促進奨励金	男性従業員が連続5日以上の子育休を取得した場合に、その男性を雇用する中小企業等事業主に奨励金10万円（年度内に1回限り、最大3回まで）を支給。支給対象となる要件など詳しくは、市HP参照。（「丸亀市 男性育休支援」で検索）	丸亀市人権課 男女共同参画室 0877-24-8823

※内容の変更や事業の募集期間が終了している場合があります。詳細は各支援機関へお問合せください。

◆生産性要件（業務改善助成金のみ該当）

～労働生産性を向上させた事業主は助成金が割増～

労働関係助成金は、助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、助成額を割増します。

- (1) 助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、
- ・その3年度前に比べて6%以上伸びていること または、
 - ・その3年度前に比べて1%以上（6%未満）伸びていること
（金融機関から一定の「事業性評価」を得ていること）

※詳細は、厚生労働省ホームページをご参照いただくか、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

10 創業支援

創業にかかる助成や融資など、創業して間もない事業者を支援する制度です。

丸亀市創業支援事業補助金

1. 内容

丸亀市内での創業者に対し、創業後の販路開拓を目的とした広告宣伝費等にかかる費用の一部を補助します。

2. 対象者

事業を営んでいない個人が市内に事業拠点を設置し、新たに事業を開始する場合、又は、事業を営んでいない個人が市内に法人を設立し、新たに事業を開始する場合で、かつ、以下の①～⑥の全ての要件を満たす事業者。

- ① 創業して1年未満であること
- ② 納税義務のある市区町村税を滞納していないこと
- ③ 3年以上継続して営業する見込みがあり、週5日以上の営業を行うこと
- ④ 特定創業支援等事業による支援を受けたこと（p26参照）
- ⑤ 香川県信用保証協会の保証の対象となる業種であること
- ⑥ 丸亀市補助金等交付規則第4条第2項各号に規定されるものでないこと

3. 補助対象経費

創業後の販路開拓を目的とした広告宣伝費や印刷製本費など
※消費税及び地方消費税相当額は補助対象外です。
※既に実施されているものは補助対象外です。

4. 補助金額

- ① 補助率 補助対象経費の2/3以内（1,000円未満切り捨て）
- ② 補助上限額 30万円

5. お問い合わせ先

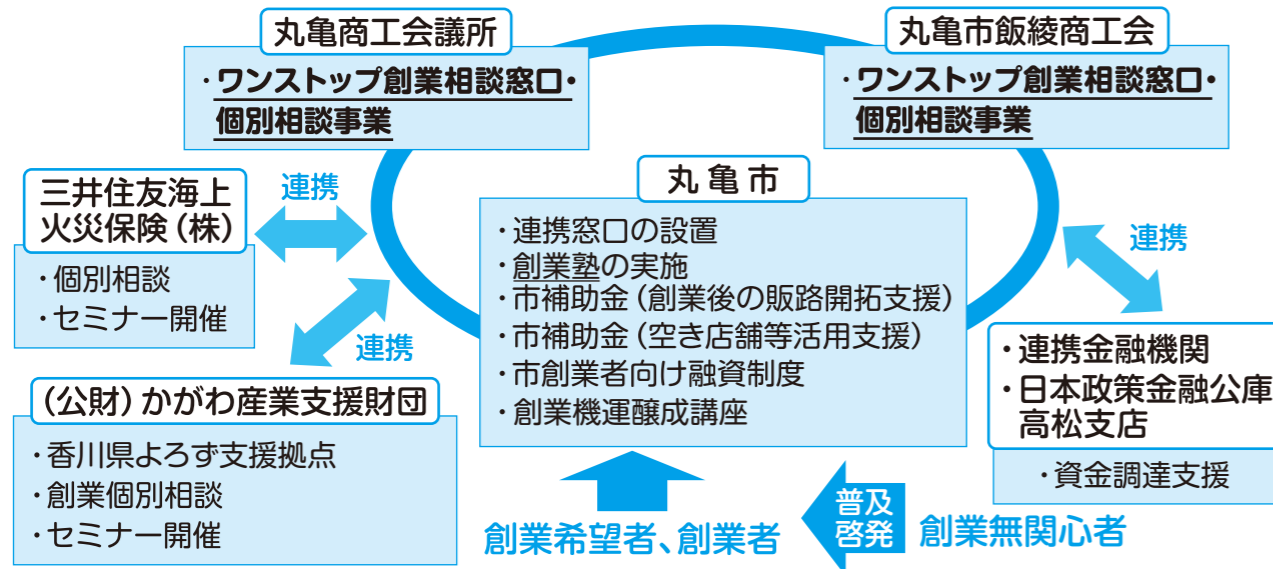
丸亀市産業観光課 TEL 0877-24-8844

※ 随時申請を受け付けておりますが、予算額に達し次第、受付を終了いたします。

丸亀市創業支援等事業計画

丸亀市では産業競争力強化法に基づく「丸亀市創業支援等事業計画」を策定し、国より認定を受けました。今後は、本市をはじめ、地域の経済団体や金融機関、創業支援機関などとの連携により創業支援ネットワークを構成し、市内で創業を目指す方（創業後間もない方）を対象に、創業前から創業後まで必要なノウハウをトータルで習得できる支援策を提供します。各関係機関の支援策については下記図のとおりですので、是非ご活用ください。

丸亀市創業支援等事業計画の内容 下線：「特定創業支援等事業」



■「特定創業支援等事業」とは

これから創業される方、創業後間もない方に対する継続的な支援であり、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの必要な知識を習得することを目的とした事業であり、丸亀商工会議所と丸亀市飯綾商工会が実施する「ワンストップ創業相談窓口・個別相談事業」及び不定期に開催する「創業塾」が該当します。

個別相談事業等を、1ヶ月以上にわたり4回以上受けた場合、本市において「特定創業支援等事業を受けたことの証明書」を発行します。証明を受けた創業者の方には下記のようなメリット（優遇措置）があります。

創業時の優遇措置(特定創業支援等事業)

- ①登録免許税の軽減
創業前の方が株式会社を設立する際の登記にかかる登録免許税が半額になります。
◆資本金の0.7%⇒**0.35%**
◆最低税額15万円⇒**7.5万円**
- ②創業関連保証の特例
保証協会による無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が事業開始の6カ月前から利用できます。
- ③自己資金要件の充足
日本政策金融公庫の「新創業融資制度」について、自己資金要件を充足したものととして、利用可能になります。(別途、審査を受ける必要があります。)

【注意事項】 上記は、個人事業主の法人成りの場合は対象外です。
①は市内で会社を設立する方が対象となります。
②は創業開始6ヶ月から創業後5年未満の方が対象となります。
③は創業前または創業後税務申告を2期終えていない方が対象となります。

◆お問い合わせ先 丸亀市産業観光課 電話：0877-24-8844 MAIL：sangyokanko-k@city.marugame.lg.jp

丸亀市創業支援融資制度

創業予定者や創業後間もない方が円滑に新規事業を開始することができるよう、運転資金や設備資金を融資する制度です。また、支払った利子や保証料を補助する制度があります。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内で新規に事業を開始しようとする方、又は開始して1年未満の方 ② 市町村税を滞納していないこと ③ 丸亀商工会議所又は丸亀市飯綾商工会の専門相談員による「創業計画書」等について指導を受け、適切と認められた方 ④ 次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 事業を営んでいない個人が借入金額の3分の1以上の自己資金を有し、1ヶ月以内に新規に事業を始めるための具体的な事業計画を持っている方 (イ) 事業を営んでいない個人が事業を開始し、その日から1年を経過していない方 (ウ) 事業を営んでいない個人が会社を設立し、その設立日から1年を経過していないとき
融資限度額	事業開始にかかる設備・運転資金・・・700万円 (創業関連保証等との融資残高の合計金額が2,000万円を超えないこと)
返済方法	60ヶ月元金均等分割払(6ヶ月以内の据置期間、繰上償還可能)
利率	年1.5%
保証人	原則として法人の代表者以外の連帯保証人は不要 県内に居住し、市町村税の滞納がなく、返済能力がある人
担保	原則として無担保
利子補給制度	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助要件 市内に営業所もしくは主たる事務所を有する会社、又は1年以上住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている個人で、市税の滞納がなく、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済された方 ② 補助内容 年利1%相当額の利子補給金を交付 ③ 申請期間 毎年度6月末日までに申請(毎年度、市に補助申請が必要です) ④ 申請先 丸亀市産業観光課(電話 0877-24-8844)
保証料補給制度	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助要件 市内に営業所もしくは主たる事務所を有する会社、又は1年以上住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている個人で、市税の滞納がなく、期限内に融資金を約定どおり完済された方 ② 補助内容 保証料相当額の保証料補給金を交付 ③ 申請期間 完済後3ヶ月以内 ④ 申請先 丸亀市産業観光課(電話 0877-24-8844)
融資の申込・お問い合わせ先	丸亀商工会議所 TEL 0877-22-2371 丸亀市飯綾商工会 TEL 0877-86-2156

丸亀市空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金

1. 内容

丸亀TMO構想で定める中心市街地重点整備区域内（丸亀市中央商店街を中心とした区域）において、空き店舗、空きオフィス等を改装して店舗又は事業所を開設する事業者に対し、その改装費の一部を補助します。

2. 対象者

次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 中小企業者又は中小企業団体であること
- ② 市町村税を滞納していないこと
- ③ 香川県信用保証協会の保証の対象となる業種であること
- ④ 営業計画期間に制限がないこと
- ⑤ 出店しようとする空き店舗等において、5年以上継続して営業することが見込まれること
- ⑥ 1週間あたりの営業日が5日以上であること
- ⑦ 創業者（市内外において同一の事業を初めて開業するもの）については、丸亀商工会議所において、創業計画等の指導を受け、適切と認められた者 など

※ただし、①と③については、特別の事情があると市長が認めるときは、要件を満たさなくてもかまいません。

3. 補助対象経費

補助対象者が支払った内外装工事費、電気工事、空調工事、給排水工事等の改装工事費（当該工事に係る設計費含む）（税抜）

※ただし、空き店舗等の取得に係る経費や賃借料、設備投資費、備品購入費、居住部分に係る改装工事費、補助対象者以外の者が実施する改装工事費などは補助対象外です。

4. 補助金額の算出方法および補助上限額等

- ① 補助率 補助対象経費の1/2以内（1,000円未満切捨て）
- ② 補助上限額 75万円

※ただし、市内に主たる事業所を有する工事業者（個人の場合は市内に住所を有する工事業者）に補助対象経費の2分の1以上に当たる改装工事を請け負わせた場合は、100万円と補助対象経費の3分の2（1,000円未満切捨て）相当額のいずれか低い方の額

5. ホームページでの検索キーワード

丸亀市ホームページで「中心市街地でのお店のオープン」で検索してください。

6. お問い合わせ先

丸亀市産業観光課 TEL 0877-24-8844

※ 交付決定以前の事業着手は認められませんので、ご注意ください。

丸亀市空き家活用型サテライトオフィス等整備事業補助金

1. 内容

丸亀市内の空き家を有効活用し、県外からの企業の誘致や移住・定住の促進を図るため、県外の法人事業者又は個人事業主が購入した空き家を事業所として改修する経費の一部を補助します。

2. 対象者

- ① 法人事業者：会社法上の本店が香川県外にある法人
- ② 個人事業主：税務署に個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書を提出している方

3. 補助対象要件

次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 対象物件を自ら使用する事業所として改修すること
- ② 香川県が運営する「かがわ住まいネット」(空き家バンク)に登録された一戸建て専用住宅又は一戸建て併用住宅で、現に居住等をしていない物件であること
- ③ 対象物件の延床面積の2分の1以上を事業所として3年以上使用する予定であること
- ④ 法人事業者の場合、対象物件で勤務する従業員のうち1名以上が、個人事業主の場合は、丸亀市に転入して2年未満の移住者（住民票を移す直前に連続して3年以上県外に在住）又は実績報告時までに対象移住者となる予定であること
- ⑤ テレワークを行うための環境(机、椅子、インターネット環境等)を整える予定であること
- ⑥ 補助対象経費が100万円以上であること
- ⑦ 同一の補助対象事業について国庫補助金、香川県補助金又は市の補助金が交付されていないこと

4. 補助対象経費

- ① 家屋改修費：家屋の改修に要する経費
※耐震診断に要する経費、家財道具の処分に要する経費及び整備される対象物件と構造上一体となっていて通常必要と認められる設備(電気、ガス、給排水、空調、トイレ等)の整備に要する経費を含む
- ② 通信環境整備費：Wi-Fi環境整備費、電話・通信回線工事費、セキュリティ関連機器等、通信設備の導入にかかる経費(月額利用料等の維持費は除く)

5. 補助金額の算定方法および補助上限額等

- ① 補助率 補助対象経費の1/2以内(1,000円未満切捨て)
- ② 補助上限額 法人事業者は400万円、個人事業主は200万円

6. お問い合わせ先

丸亀市秘書政策課 TEL 0877-24-8839

▶ その他の創業支援制度

事業名	内容	お問い合わせ先
起業等スタートアップ支援事業 (地域課題解決型)	県内での社会的事業における効果的な起業、事業承継及び第二創業を促進し、地域の諸課題の解決を通じた地域活力の向上を図ることを目的に、地域活性化関連、子育て支援、健康関連、買い物弱者支援、まちづくりの推進などの社会的事業分野(※)において、デジタル技術を活用し、地域の課題の解決に資する事業を県内で起業等する者に対して、その初期投資に必要な経費の1/2を補助。上限200万円。 ※事業承継者、第二創業者はSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野に限る。	かがわ産業支援財団 企業支援課 087-840-0391
インキュベータ施設入居支援事業	創業者を対象に入居施設を安価で提供することで企業の成長や事業化を支援。 入居期間は1～5年。要入居費。	かがわ産業支援財団 施設管理課 087-869-3700
新規創業・創業後支援事業	創業予定者への創業支援塾を開講。	かがわ産業支援財団 企業支援課 087-840-0391
香川県スタートアップスクエア事業	香川インテリジェントパークを県内起業家の集積地とする「香川県スタートアップスクエア」を目指し、活動拠点となる起業家向けのオフィスの使用料を1年間90%減額(1/10負担)。	香川県 産業政策課 087-832-3353
スタートアップ成長加速化支援補助金	「香川県ビジネスチャレンジコンペ」を開催し、優秀なビジネスプランに対し、事業化に要する経費を支援。 ・補助率10/10 補助上限額500万円	香川県 産業政策課 087-832-3353
新規創業融資	創業予定者や創業後間もない者を対象に、設備・運転資金を貸付。(保証料補給金あり。) 融資額：2,000万円以内	香川県経営支援課 087-832-3347
新規開業・農業参入資金等	政策金融機関である日本政策金融公庫が実施する融資。中小企業・小規模事業者や農林漁業者へのさまざまな融資制度あり。	日本政策金融公庫 高松支店 国民生活事業 0570-085298 農林水産事業 087-851-9991

※内容の変更や事業の募集期間が終了している場合があります。詳細は各支援機関へお問合せください。

11 福利厚生・共済支援

勤労者の福利厚生を支援するサービスや退職金共済制度などです。

中讃勤労者福祉サービスセンター

雇用の安定と中小企業の振興を図る目的で、中讃地区の勤労者や事業主を対象に、福利厚生サービスを提供する団体です。このサービスを受けるためには、サービスセンターへの入会が必要です。

入会対象者	中讃地区(丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町)に事業所がある中小企業(個人事業者含む)の事業主及び従業員
会費	1人当たり月額700円 ※原則として勤労者と事業主が2分の1ずつを負担(事業主の全額負担も可)
主な福利厚生サービスの内容	
健康維持管理助成	・人間ドック及び生活習慣病予防健診等費用助成 ・インフルエンザ予防接種料助成 など
レクリエーション活動援助	・宿泊旅行・日帰りツアー等費用補助 ・入泉回数券購入の補助 ・映画鑑賞券の割引販売(1,000円/枚) ・善通寺市民・多度津町民水泳プール利用補助 ・ユニバーサル・スタジオ・ジャパン利用補助 ・高速バス往復チケット利用補助 など
生涯学習活動援助	文化・健康教室の受講料補助 など
各種チケット・商品等の割引販売	・全国共通お食事券の割引販売 ・各種お食事チケットやコンサートなどのイベントチケット割引あっせん販売 ・クリスマスケーキや食品などを割引あっせん販売 など
協定施設・店舗の割引利用	センターと協定している宿泊・保養施設や文化施設、レジャー施設、飲食店などを割引価格で利用可能(会員の家族や同伴者を含む)
慶弔共済保険給付	・結婚や出生、入学、永年勤続、還暦などの祝金の給付 ・住宅災害や傷病などの見舞金の給付 ・死亡弔慰金(会員本人、会員の配偶者・子・親を含む)の給付 など

社販マーケット	大手メーカーのドリンク類などを安価で提供する物販サイトの利用が可能 (自社の会議やイベントでの利用が可能、送料無料)
「全福プラスワン」の利用	当センター専用サイト「すまいる◎ちゅうさん」から(株)リロクラブが提供する各種福利厚生サービスが利用可能
生活資金の貸付	マイカー購入や教育資金、住宅改修などの一般生活資金を貸付 ・貸付限度額 300万円以内(勤続年数により限度額を設定) ・返済期間 10年以内 ・利率 年3.5%以内(保証料0.7%は別途) ・申込先 四国労働金庫瀬戸大橋支店
入会の申込・問い合わせ先	中讃勤労者福祉サービスセンター TEL 0877-24-7700

▶ その他の福利厚生・共済支援制度

事業名	内容	お問い合わせ先
丸亀市産業振興支援補助金(働き方改革)	従業員の福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターへ新規に加入される事業所に対し会費の一部を助成。	丸亀市産業観光課 0877-24-8844
小規模企業共済制度	小規模企業の個人事業主又は会社役員を対象に、退職後の生活の安定や事業の再建を図るための資金を準備しておく「経営者の退職金制度」。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-823-1325
経営セーフティ共済制度	中小企業を対象に、取引先の倒産など、債権等の回収が困難となった場合に共済金の貸付が受けられる制度。無担保・無保証人。	中小企業基盤整備機構 四国本部 087-823-1325
中小企業退職金共済制度	中小企業のために国が設けた社外積立型の「従業員の退職金制度」。独自に退職金制度をもつことが困難な中小企業を対象に、比較的少ない掛金で加入できる。	中小企業退職金共済事業本部 03-6907-1234
中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成	新たに中小企業退職金共済に加入する場合や、加入者が掛金を増額する場合、事業主に対し、掛金の一部を助成。	中小企業退職金共済事業本部 03-6907-1234
丸亀商工会議所の共済制度	【婆娑羅共済】※会員対象 死亡や入院等の保障のほか見舞金や祝金など独自の給付制度もあり。 【特定退職金共済】 従業員の退職金制度。	丸亀商工会議所 0877-22-2371
丸亀市飯綾商工会の共済制度	丸亀市飯綾商工会の会員が利用できる共済制度。主な共済制度は下記のとおり。 【商工貯蓄共済】 貯蓄・融資・生命保険の3つを組み合わせた共済制度。 【特定退職金共済】 従業員の退職金制度。 【全国商工会会員福祉共済】 「けが」と「病気」「がん」をサポートする会員のための共済制度。	丸亀市飯綾商工会 0877-86-2156

※内容が変更している場合があります。詳細は各支援機関へお問合せください。